

歳出: 性質別経費	
性質別経費 (せいしつべつけいひ)	市の経費をその経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金などに分類したものです。
人件費 (じんけんひ)	職員の給与や議員、臨時職員への報酬などの経費です。
物件費 (ぶっけんひ)	市の経費のうち消費的性質をもつ経費です。賃金、旅費、交際費、需用費などが該当します。
維持補修費 (いじほしゅうひ)	道路、公共用施設などを管理するために必要な経費です。
扶助費 (ふじょひ)	生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく被扶助者への支給や、また、市が単独で行う各種扶助のための経費です。
補助費等 (ほじょひとう)	市から他の地方公共団体(道、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付される経費です。主なものとして、報償費(講師謝金など)、役務費(保険料)、負担金・補助金及び交付金(一般的な補助金)などが該当します。
普通建設事業 (ふつうけんせつじぎょう)	道路、橋りょう、学校、庁舎などの公共用または公用施設の新増設の建設事業に必要とされる投資的な経費です。
災害復旧事業 (さいがいふっきゅうひ)	降雨、暴風、地震などの異常な天然現象等の災害により被災した施設を復旧するための経費です。
公債費 (こうさいひ)	市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
積立金 (つみたてきん)	財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積立てる経費です。
投資及び出資・貸付金 (とうしおよびしゅつし・かしつけきん)	公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。地域住民の福祉増進を図るため、市が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費です。
繰出金 (くりだしきん)	一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするための経費です。基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも含まれます。
義務的経費 (ぎむてきけいひ)	市の歳出の中で、支出が義務付けられた経費のことです。職員給与費などの人件費、生活保護費などの扶助費、地方債の元利償還金である公債費があります。
投資的経費 (とうしてきけいひ)	道路、公園、学校などの建設や大規模改修など、社会資本の整備に要する経費のことです。普通建設事業費や災害復旧事業費がある。